

調布排水樋管操作規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 警戒体制（第 5 条—第 7 条）
- 第 3 章 樋管の操作の方法等（第 8 条—第 14 条）
- 第 4 章 雑則（第 15 条—第 18 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 調布排水樋管（以下「樋管」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第 2 条 樋管の操作は、多摩川の洪水等による調布幹線への逆流を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第 3 条 この規則において「機側操作」とは、樋管に設置した操作盤において、多摩川、調布幹線、背後地の状況等を目視で確認し、かつ、カメラ映像、水位計及び流向計のデータ等を確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは庁舎においてカメラ映像、水位計及び流向計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

（操作の基本方針）

第 4 条 樋管の操作は、第 8 条及び第 10 条に定める場合は、機側操作を主たる操作方法とし、第 9 条に定める場合は遠隔操作を主たる操作方法とする。

第 2 章 警戒体制

（警戒体制の実施）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋管での水位が5メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 調布市域について大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、洪水により樋管から逆流のおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第6条 市長は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋管を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋管を操作するために必要な機械及び器具並びに排水ホース、給水ホース、可搬式排水ポンプ等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管の管理上必要な気象、水象の観測、樋管における内外水位計、監視カメラ、流向計、石原水位観測所における水位、多摩川上流域の降雨状況、ナウキャスト等を活用した今後の降雨予測及び小河内ダムの放流状況を常に観測し、防災部署及び道路管理部署並びに狛江市下水道管理部署その他の関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第8条第1項の操作を行っている場合において、堤防、背後地及び水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、以下のいずれかの状況において、機側操作を安全に行えないと判断する場合には、機側操作を行っている要員（以下「機側操作員」という。）に退避を指示すること。

ア 樋管の水位が計画高水位（A P + 2 8 . 1 3（樋管水位7メートル）。以下同じ。）を超え、さらに上昇が見込まれるとき。

イ 現場状況から危険を察知した機側操作員から退避を求められたとき。

- (5) 緊急を要する場合には、機側操作員が市長の指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。
- (6) 樋管の水位が計画高水位未満になった場合は、退避を解除し、現場状況を踏まえて総合的に勘案し、内水排除を開始すること。

(7) その他樋管の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第7条 市長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 樋管の操作の方法等

(洪水時の操作方法)

第8条 市長は、樋管において測定した水位が計画高水位以下であるときは、次の各号に掲げるところにより、樋管を操作するものとする。

- (1) 樋管の水位が監視開始水位（5メートル）を観測した場合においては、樋管のゲートが正しく稼働するか点検をすること。
- (2) 樋管の水位が樋管閉塞検討水位（6メートル）を観測した場合においては、突発的な状況変化に迅速に対応可能な常駐監視とし、樋管操作準備態勢に入ること。
- (3) 流向計等において多摩川から調布幹線への逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。
- (4) 流向計等において多摩川から調布幹線への逆流が始まったと判断するときは、樋管のゲートを全閉すること。
- (5) 樋管の上下流側の水位差がほとんどない状態で水位が上昇し、流向計の不具合等により逆流の確認が必要な場合であって、かつ、樋管の水位が6.5メートル（被害発生水位・調布幹線天端高）に達すると見込まれるときは、多摩川から調布幹線への逆流を確認するために樋管のゲートを全閉して、上下流のどちらの水位が高くなるか確認すること。
- (6) 樋管の水位が計画高水位を超えた場合においては、樋管のゲートを全閉すること。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合には、この限りではない。
- (7) 樋管のゲートを全閉している場合において、河川水位が下降傾向にあり、樋管の水位が計画高水位以下となり、樋管の上流側の水位が樋管の下流側の水位より高くなったときは、これを全開にすること。

2 前項の場合においては、樋管の上下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第6条第4号又は第5号の規定により機側操作員が退避する場合には、樋管のゲートを全閉すること。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合には、この限りではない。

(樋管の操作盤で操作できない場合の操作方法)

第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、市長は、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。

(1) 樋管の操作盤での作業が機側操作員の生命を危険にさらす可能性がある場合

(2) 道路の浸水等により樋管の操作盤に機側操作員がたどり着けない場合

2 前項に規定する場合であつて、かつ、樋管のゲートが全閉されていない場合において、次の各号のいずれかに掲げる場合には、市長は、遠隔操作により樋管のゲートを全閉するものとする。ただし、その後水位の下降が見込まれる場合にはこの限りではない。

(1) 流向計等において多摩川から調布幹線への逆流が始まったと判断する場合

(2) 樋管の水位が計画高水位を超えた場合

3 前項に規定する遠隔操作にあつては、市長は、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、第2項の規定により樋管のゲートを全閉にしている場合において、河川水位が下降傾向にあり、樋管の水位が計画高水位以下となり、樋管の上流側の水位が樋管の下流側の水位より高くなつたときは、樋管のゲートを全開にするものとする。

(平水時における操作の方法)

第10条 市長は、調布幹線において測定した多摩川の水位が計画高水位以下であり、逆流が発生していないときは、樋管のゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第11条 市長は、事故その他のやむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前3条に規定する方法以外の方法により樋管を操作すること

ができるものとする。

(通知及び周知)

第12条 市長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 市長は、樋管を操作すること又は操作しないことにより、内陸側に影響が生ずる恐れがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

第13条 市長は、樋管を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (5) 第11条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第4章 雑則

(点検及びその他の維持)

第14条 市長は、樋管を操作するための機械、器具等については、年1回以上の点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第15条 市長は、多摩川石原水位観測所水位、樋管の上下流の水位その他の樋管を操作するため必要な事項を観測するものとする。

(訓練)

第16条 樋管の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。

3 第1項に規定する訓練により、洪水による樋管への逆流の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認められる場合は、この

規則を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第17条 市長は、樋管の管理に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。